

## 独立行政法人医薬基盤研究所役員給与規程の一部改正（案）新旧対照表

現 行	改 正（案）
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額はおりのとする。</p> <p>理事長 912,000円</p>	<p>(本給)</p> <p>第4条 常勤の役員の本給月額はおりのとする。</p> <p><u>(1) 理事長</u> 912,000円</p> <p><u>(2) 理事</u> 834,000円</p>
第5条～第8条 (略)	第5条～第8条 (略)
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員手当は、月額とし、<u>次の各号に掲げる非常勤役員に対して、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p><u>(1) 理事</u> 349,000円</p> <p><u>(2) 監事1</u> 131,000円</p> <p><u>(3) 監事2</u> 87,000円</p>	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第9条 非常勤役員手当は、月額とし、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 監事1</u> 131,000円</p> <p><u>(2) 監事2</u> 87,000円</p>
第10条～第14条 (略)	第10条～第14条 (略)
	<p><u>附 則（平成25年●月●日25規程第●●号）</u></p> <p><u>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>